

# 船舶事故調査報告書

平成24年12月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

|   |   |
|---|---|
| 事故種類  | 転覆  |
| 発生日時  | 平成24年4月7日（土） 10時00分ごろ   |
| 発生場所  | 鹿児島県鹿児島市神瀬 <sup>かんせ</sup> 南西方沖<br>神瀬灯台から真方位214° 650m付近<br>（概位 北緯31° 33.7′ 東経130° 35.2′）   |
| 事故調査の経過   | 平成24年7月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | プレジャーボート ハスキー、5トン未満<br>295-29223鹿児島、個人所有<br>6.22m (Lr) × 1.92m × 0.87m、FRP<br>ガソリン機関（船外機）、58.80kW、昭和63年9月   |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 男性 60歳<br>二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 昭和58年1月25日<br>免許証交付日 平成18年11月8日<br>（平成24年9月17日まで有効）  |
| 死傷者等  | なし  |
| 損傷  | 計器類及び船外機を濡損   |
| 事故の経過   | 本船は、船長1人が乗り組み、同乗者1人を乗せ、平成24年4月7日07時00分ごろ、神瀬南西方沖において、船首から錨を投入し、機関を停止して錨泊したのちに釣りを始めた。<br>船長は、09時00分ごろ、風勢が増して風速約7～8m/s、波高約1.0～1.5mとなったが、時折、風波が弱くなったので、これ以上強くないものと思い、釣りを続けた。<br>船長は、09時50分ごろ、風勢が更に増して風速約9～10m/s、波高約2.0～2.5mとなり、船体動揺が激しくなって釣りができない状況になったことから、帰港するため、船長が操舵室で船外機を操作し、同乗者が錨を揚げていたところ、船外機が停止したので、同機をチルトアップしたところ、錨索がプロペラに絡んでいることが分かり、航行不能と判断して携帯電話で海上保安庁に救助を依頼した。 |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>本船は、錨索がプロペラに絡んだのち、船尾が風上（北西）に向き、船尾方から波が打ち込み、続いて左舷方から波が打ち込んで大量の海水が船内に滞留し、10時00分ごろ、神瀬灯台から真方位214°650m付近において、左舷側に大傾斜して転覆した。</p> <p>船長は、船体が傾斜したとき、同乗者と共に海に飛び込み、転覆後、船長がクーラーボックスにつかまり、同乗者が転覆した本船にしがみついていたところ、来援した巡視艇に救助された。</p> <p>本船は、巡視艇にえい航されて鹿児島市鹿児島港谷山区に帰港したのち、廃船処分とされた。</p>  |
| 気象・海象  | <p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2.0～2.5m、潮流 不詳、潮汐 下げ潮の中央期</p> <p>鹿児島県鹿児島及び日置地域には、平成24年4月7日03時51分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故当時、同注意報は継続中であった。</p> <p>鹿児島地方気象台の観測によれば、平成24年4月7日10時00分における、風向は北西、平均風速は10.3m/s、最大瞬間風速は16.5m/sであった。</p>  |
| その他の事項 | <p>本船は、重さ約8kgの鋼製錨を船首から投入し、直径約2cmの合成繊維製錨索を約30m伸出して水深約15mの所に錨泊していた。</p> <p>船長は、出港前、自宅のテレビで天気予報を見て波高約1.5mと放送していたので、出港しても大丈夫だと思い、詳細な気象情報入手しなかった。また、本事故当時、鹿児島県鹿児島及び日置地域に強風及び波浪注意報が発表されていることを知らなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、共に救命胴衣を着用していた。</p>   |
| 分析     | <p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象の関与 あり</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、神瀬南西方沖において錨泊して釣りを行っていたところ、天候が悪化し、帰港しようとして揚錨を行っていた際、錨索がプロペラに絡んで航行不能となり、救助を依頼して待機中、波が打ち込んで海水が船内に滞留して傾斜したことから、転覆したのと考えられる。</p> <p>船長は、天候が悪化し始めた際、時折、風波が弱くなったので、これ以上強くないものと思い、釣りを続けたのと考えられる。</p> |
| 原因     | <p>本事故は、本船が、神瀬南西方沖において錨泊して釣りを行っていたところ、天候が悪化し、帰港しようとして揚錨を行っていた際、錨索がプロペラに絡んで航行不能となり、救助を依頼して待機中、波が打ち込んで海水が船内に滞留して傾斜したため、転覆したことにより発生したのと考えられる。</p>  |

|           |  |
|-----------|--|
| <b>参考</b> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 出港前には、詳細な気象情報を入手すること。</li><li>・ 天候が悪化した場合には、早めに釣りを切り上げて帰港すること。</li></ul> |
|-----------|--|